

質問	回答																
1. 令和 6 年度運用の実績について教えてください ・シニア雇用啓発セミナーの実施回数、参加企業数、参加人数 ・お試しバスツアーおよび職場見学会の実施回数、参加企業数、参加求職者数 ・就業決定した方の人数 ・セミナー参加企業情報（社名など）	・令和 6 年度の事業実績は以下のとおりです。 <table><tr><td></td><td>セミナー</td><td>お仕事体験会</td><td>企業見学会</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>3 回</td><td>4 回</td><td>8 回</td></tr><tr><td>参加企業数</td><td>27 社</td><td>17 社</td><td>8 社</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>31 名</td><td>48 名</td><td>20 名</td></tr></table> ・参加企業におけるシニア世代の採用状況は 27 名となっています。 ・セミナー参加企業の業種は、建設業、警備業等が多くなっています。		セミナー	お仕事体験会	企業見学会	実施回数	3 回	4 回	8 回	参加企業数	27 社	17 社	8 社	参加人数	31 名	48 名	20 名
	セミナー	お仕事体験会	企業見学会														
実施回数	3 回	4 回	8 回														
参加企業数	27 社	17 社	8 社														
参加人数	31 名	48 名	20 名														
2. 法人集客について青森県庁様より一定協力を仰ぐことは可能ですか？ （例） ・青森県庁が保有している SNS やメールマガジン、広報などでの情報発信 ・ジョブカフェ青森などに登録いただいている企業リストの提供等	・受注者が作成するチラシなどを活用して、県のホームページをはじめ、当課が配信しているメールマガジン「労働あおもり」などを通じて情報発信する予定です。																
3. 職場見学会とバスツアーの違いについてお聞かせください	・職場体験会は、訪問先の企業で実際に職務を体験すること、バスツアーは、訪問先の企業で実際の仕事を見学することを要素としています。																
4. バスツアーに関して、大人数の受け入れが難しい企業に対して、回数を増やして少人数対応に切り替えてもよいですか？	仕様書 3 (2) ア (オ) において、参加人数は各回 10 人程度としていますので、この要件を満たしていれば差し支えありませんが、この場合でも委託上限額は変わりません。																
5. セミナー・職場体験会に過去に参加した企業や求職者を受け入れてもよいですか？	仕様書 3 (1) 及び (2) の要件を満たしていれば差し支えありません。																
6. セミナーや職場体験会に参加していない企業をコンサルティング対象企業にしてもよいですか？	仕様書 3 (3) の要件を満たしていれば差し支えありません。																

7. 現状採用枠はないが、今後の採用のためにコンサルティングを希望する企業があった場合、コンサルティング対象としてよいですか？	シニア世代の雇用に意欲のある県内企業を対象に、シニア世代を雇用するうえでの課題を解決することで、県内企業におけるシニア雇用モデルを構築することを趣旨としていますので、そのようなモデルになると判断できるのであれば差し支えありません。
8. 再委託先として、セミナー講師派遣をグループ会社、求職者と企業集客の一部を地元金融機関とグループ会社に委託する予定ですがよいですか？	部分的な業務の再委託について、仕様書 6 (2) のとおりですが、事前に書面により協議し、県の承諾を得た場合には可能である旨を契約書に記載する予定です。
9. ご請求時に仕様書「5 対象経費」に記載されている交通費などの詳細項目の個別費用の明細を記載する必要がありますか？ また、請求書や領収書などの請求根拠の添付は必要になりますか？	委託業務を完了した場合は、速やかに完了報告書や仕様書に規定する成果品を提出し、県の検査を受けることになります。この提出物に明細や請求根拠の添付は不要ですが、検査の際に経費の支出状況を確認する場合があることに留意願います。
10. セミナーについて「オンライン」の表記がありますが、これはどのようなイメージを持っていますでしょうか？ ※Zoom で当日配信するイメージを持っていますが、間違っていないでしょうか？	Zoom 等での当日配信を想定しています。 聴講の希望はあるものの、やむを得ず会場に参加できない事業者にも、シニア世代の雇用に関する理解と認識を深めてもらうためです。
11. コンサルティング後の課題解決策として、有料人材サービスを活用してもよいでしょうか？※費用は予算内で行います	部分的な業務の再委託については、仕様書 3 (3)、5 (3) 及び 5 (6) の要件を満たした上で、仕様書 6 (2) のとおり、事前に書面により協議し、県の承諾を得た場合には可能となります。
12. 様式 3 の提案書のフォーマットの形式変更してもよいですか？（枠を広げる、枚数増やす）	枠を広げたり、枚数を増やしても差し支えありません。